

第2議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づき承認を求める事項

令和3年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、
裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め
(令和2年12月18日代表者会議決議) の一部改正

上記の定めについて、別紙第1、別紙第2及び別紙第3のとおり一部改正した。

(別紙第1)

令和3年度前期代表者会議（令和3年6月25日開催）の翌日から令和3年12月17日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づく応急の措置として、令和3年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めの「（別表1）東京高等裁判所裁判官配置表」の一部を次のように改正した。

（令和3年7月16日現在）

削除 総 八木一洋（第15民事部）
総 今崎幸彦（第4特別部）
配置 総 中村也寸志（第15民事部）
総 小出邦夫（第4特別部）
(兼) 小出邦夫（第9民事部）

（令和3年8月1日現在）

削除 大西勝滋（第4民事部）
小西慶一（第8民事部）
福士利博（第6刑事部）
神田大助（第10刑事部）
(兼) 浅井憲（第2民事部）
配置 鈴木正紀（第4民事部）
馬渡直史（第16民事部、第1特別部）

（令和3年8月2日現在）

削除 総 白石史子（第2民事部、第3特別部）
中島基至（第5民事部、第3特別部）
小津亮太（第21民事部、第3特別部）

機密性2

配置 総 渡 部 勇 次 (第2民事部, 第3特別部)

渡 邊 達之輔 (第5民事部, 第3特別部)

鎌 倉 正 和 (第4刑事部, 第5特別部)

(令和3年8月29日現在)

削除 総 廣 谷 章 雄 (第9民事部, 第3特別部)

総 小 出 邦 夫 (第4特別部)

西 森 政 一 (第16民事部, 第1特別部)

(兼) 小 出 邦 夫 (第9民事部)

配置 総 小 出 邦 夫 (第9民事部, 第3特別部)

総 今 崎 幸 彦 (第4特別部)

(令和3年9月3日現在)

削除 総 秋 吉 仁 美 (第5民事部, 第3特別部)

配置 総 木 納 敏 和 (第5民事部, 第3特別部)

(令和3年10月4日現在)

削除 廣 田 泰 士 (第9民事部, 第3特別部)

馬 渡 直 史 (第16民事部, 第1特別部)

中 尾 佳 久 (第2刑事部)

河 原 俊 也 (第3刑事部, 第5特別部)

配置 (兼) 新 田 和 審 (第16民事部)

(令和3年10月8日現在)

削除 総 平 木 正 洋 (第12刑事部)

國 井 恒 志 (第3刑事部, 第5特別部)

配置 総 田 村 政 喜 (第12刑事部)

(兼) 上 岡 哲 生 (第3刑事部)

(令和3年10月18日現在)

削除 鈴 木 正 紀 (第4民事部)

機密性2

小 西 洋 (第5民事部, 第3特別部)

波多江 真 史 (第8民事部)

配置 (兼) 関 根 規 夫 (第5民事部)

(兼) 藤 井 聖 悟 (第8民事部)

(令和3年10月28日現在)

削除 小 池 あゆみ (第14民事部, 第4特別部)

配置 (兼) 菅 家 忠 行 (第14民事部)

(令和3年11月13日現在)

削除 総 中 里 智 美 (第3刑事部, 第5特別部)

寺 本 昌 広 (第22民事部, 第3特別部)

市 川 太 志 (第12刑事部)

野 村 賢 (第12刑事部)

配置 総 安 東 章 (第3刑事部, 第5特別部)

(令和3年12月1日現在)

削除 中 丸 隆 (第15民事部)

中 山 典 子 (第22民事部, 第3特別部)

二 宮 信 吾 (第2刑事部)

配置 (兼) 本 多 哲 哉 (第22民事部)

(令和3年12月10日現在)

削除 山 口 均 (第10民事部, 第4特別部)

配置 福 家 康 史 (第2刑事部)

(令和3年12月13日現在)

配置 (兼) 神 野 泰 一 (第5民事部)

(兼) 村 田 一 広 (第20民事部)

(兼) 斎 藤 大 (第23民事部)

(令和3年12月17日現在)

機密性 2

配置 (兼) 岡 田 龍太郎 (第 10 刑事部)

(令和 3 年 12 月 24 日現在)

削除 河 本 晶 子 (第 7 民事部, 第 2 特別部)

遠 藤 浩太郎 (第 20 民事部, 第 3 特別部)

配置 (兼) 吉 岡 大 地 (第 8 民事部)

(別紙第2)

令和3年度前期代表者会議（令和3年6月25日開催）の翌日から令和3年12月17日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づく応急の措置として、令和3年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め第3章第1節1及び第4章6(1)を、次のように改正した。

- 1 令和3年7月9日から、別紙1のように改める。
- 2 令和3年9月3日から、別紙2のように改める。

(別紙 1)

第 3 章 裁判事務の分担

第 1 節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第 1 民事部、第 2 民事部、第 4 民事部、第 5 民事部、第 7 民事部から第 12 民事部まで、第 14 民事部から第 17 民事部まで及び第 19 民事部から第 24 民事部までの各部は、本節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第 5 民事部、第 7 民事部、第 8 民事部及び第 9 民事部が、(10)から(15)までの事件は、第 5 民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8) の事件及び第 3 節の 3 の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件
並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第 97 条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第 57 条の事件

機密性 2

- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

第4章 事件の分配

6(1) 第5民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

(別紙2)

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第5民事部、第7民事部、第8民事部及び第9民事部が、(10)から(15)までの事件は、第10民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件
並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件

- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

第4章 事件の分配

6(1) 第10民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

令和 3 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、
裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め

新旧対照表

(※第3章第1節1及び第4章6のみ抜粋)

(改正前)

(R3.7.9付け改正後)

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第5民事部、第7民事部、第8民事部及び第9民事部が、(10)から(15)までの事件は、第1民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第5民事部、第7民事部、第8民事部及び第9民事部が、(10)から(15)までの事件は、第5民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

第 57 条の事件

- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第 20 条第 1 項及び第 4 項並びに家事事件手続法第 274 条第 1 項による調停事件

第 57 条の事件

- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第 20 条第 1 項及び第 4 項並びに家事事件手続法第 274 条第 1 項による調停事件

第 4 章 事件の分配

第 3 章第 1 節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

- 6(1) 第 1 民事部が担当する第 3 章第 1 節 1 の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1 の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の 1 件として計算する。
- (2) 第 3 特別部が担当する第 3 章第 3 節の 3 の(4)から(8)までに掲げる事件は、1 の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

第 4 章 事件の分配

第 3 章第 1 節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

- 6(1) 第 5 民事部が担当する第 3 章第 1 節 1 の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1 の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の 1 件として計算する。
- (2) 第 3 特別部が担当する第 3 章第 3 節の 3 の(4)から(8)までに掲げる事件は、1 の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

令和3年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、
裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め

新旧対照表

(※第3章第1節1及び第4章6のみ抜粋)

(改正前)

(R3.9.3付け改正後)

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第1・2民事部まで、第1・4民事部から第1・7民事部まで及び第1・9民事部から第2・4民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第5民事部、第7民事部、第8民事部及び第9民事部が、(10)から(15)までの事件は、第5民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第1・2民事部まで、第1・4民事部から第1・7民事部まで及び第1・9民事部から第2・4民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第5民事部、第7民事部、第8民事部及び第9民事部が、(10)から(15)までの事件は、第10民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

第 57 条の事件

- (4) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (5) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (6) 民事調停法第 20 条第 1 項及び第 4 項並びに家事事件手続法第 274 条第 1 項による調停事件

第 57 条の事件

- (4) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (5) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (6) 民事調停法第 20 条第 1 項及び第 4 項並びに家事事件手続法第 274 条第 1 項による調停事件

第 4 章 事件の分配

第 3 章第 1 節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

- 6(1) 第 5 民事部が担当する第 3 章第 1 節 1 の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1 の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の 1 件として計算する。
- (2) 第 3 特別部が担当する第 3 章第 3 節の 3 の(4)から(8)までに掲げる事件は、1 の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

第 4 章 事件の分配

第 3 章第 1 節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

- 6(1) 第 10 民事部が担当する第 3 章第 1 節 1 の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1 の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の 1 件として計算する。
- (2) 第 3 特別部が担当する第 3 章第 3 節の 3 の(4)から(8)までに掲げる事件は、1 の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

(別紙第3)

令和3年度前期代表者会議(令和3年6月25日開催)の翌日から令和3年12月17日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程14条の規定に基づく応急の措置として、長官に差し支えがあるときの代理順序について、次のように指名した。

(令和3年7月9日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第5民事部 秋吉 仁美 部総括判事

第2順位 第1刑事部 若園 敦雄 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月は第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第10民事部 高橋 譲 部総括判事

第4順位 第2民事部 白石 史子 部総括判事

第5順位 第15民事部 八木 一洋 部総括判事

第6順位 第3刑事部 中里 智美 部総括判事

第7順位 第20民事部 村上 正敏 部総括判事

第8順位 第8刑事部 近藤 宏子 部総括判事

第9順位 第2刑事部 大善 文男 部総括判事

第10順位 第11刑事部 三浦 透 部総括判事

(令和3年7月16日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第5民事部 秋吉 仁美 部総括判事

第2順位 第1刑事部 若園 敦雄 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月は第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第10民事部 高橋 譲 部総括判事

第4順位 第2民事部 白石 史子 部総括判事

第5順位 第15民事部 中村 也寸志 部総括判事

第6順位 第3刑事部 中里 智美 部総括判事

第7順位 第20民事部 村上 正敏 部総括判事

第8順位 第8刑事部 近藤 宏子 部総括判事

第9順位 第2刑事部 大善 文男 部総括判事

第10順位 第11刑事部 三浦 透 部総括判事

(令和3年8月12日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第5民事部 秋吉 仁美 部総括判事

第2順位 第1刑事部 若園 敦雄 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月は第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第10民事部 高橋 譲 部総括判事

第4順位 第15民事部 中村 也寸志 部総括判事

第5順位 第3刑事部 中里 智美 部総括判事

第6順位 第20民事部 村上 正敏 部総括判事

第7順位 第21民事部 定塚 誠 部総括判事

第8順位 第8刑事部 近藤 宏子 部総括判事

第9順位 第2刑事部 大善 文男 部総括判事

第10順位 第11刑事部 三浦 透 部総括判事

機密性2

(令和3年9月9日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第10民事部 高橋 譲 部総括判事

第2順位 第1刑事部 若園 敦雄 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月は第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第15民事部 中村 也寸志 部総括判事

第4順位 第3刑事部 中里 智美 部総括判事

第5順位 第20民事部 村上 正敏 部総括判事

第6順位 第21民事部 定塚 誠 部総括判事

第7順位 第17民事部 矢尾 渉 部総括判事

第8順位 第8刑事部 近藤 宏子 部総括判事

第9順位 第2刑事部 大善 文男 部総括判事

第10順位 第11刑事部 三浦 透 部総括判事

(令和3年11月13日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第10民事部 高橋 譲 部総括判事

第2順位 第1刑事部 若園 敦雄 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月は第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第15民事部 中村 也寸志 部総括判事

第4順位 第20民事部 村上 正敏 部総括判事

第5順位 第21民事部 定塚 誠 部総括判事

第6順位 第17民事部 矢尾 渉 部総括判事

機密性2

第7順位	第8刑事部	近藤 宏子	部総括判事
第8順位	第2刑事部	大善 文男	部総括判事
第9順位	第11刑事部	三浦 透	部総括判事
第10順位	第4刑事部	大野 勝則	部総括判事